



# 支出契約決議書

会計年度：平成 29 年度 ✓

起案日	平成 30 年 3 月 23 日 ✓		
起案番号	50 ✓		
契約日	平成 30 年 3 月 23 日 ✓	件 名	人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務 ✓
別紙のとおり契約締結してよろしいか伺います。			

財務部長	調達課長	課長補佐	
/			
専門職員	担当係長	担当係	担当者
/	[Redacted]		

# 業務委託契約書

件名 人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務

委託代金額 別紙のとおり

国立大学法人東北大学 理事 佃良彦（以下「甲」という。）と、石嵯・山中総合法律事務所 弁護士 石嵯信憲（以下「乙」という。）との間において、上記委託代金額で次の条項によって契約を結ぶものとする。

- 第1条 甲は乙に対し、別紙仕様書に記載の業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 第2条 業務の実施場所は、東北大学本部事務機構が指定する場所とする。
- 第3条 契約期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- 第4条 乙は、業務実施の内容を記載した業務報告書を毎月末締めで取りまとめ、東北大学人事企画部人事給与課労務管理係に送付するものとする。
- 第5条 委託代金の支払いは毎月払いとし、甲が乙の適法な請求書を受理した月の翌月25日までに1回に支払うものとする。
- 第6条 委託代金の請求書は、別紙の各項目の単価に実績数を乗じて算出した内訳書を添付し、東北大学財務部調達課調達第二係に送付するものとする。
- 第7条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。  
2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 第8条 乙が故意又は過失、その他乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 第9条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を、甲の書面による承諾を得ずして、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただしあらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、及び契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、本契約を解除することができる。
- 第11条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人東北大学が定めた役務提供請負契約基準によるものとする。
- 第12条 この契約に関する訴えの管轄は、東北大学所在地を管轄区域とする仙台地方裁判所とする。
- 第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成30年 3月23日

甲 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号  
国立大学法人東北大学 理事 佃 良 彦

乙 東京都中央区八重洲二丁目8番7号  
石嵯・山中総合法律事務所 弁護士 石 嵯 信 憲

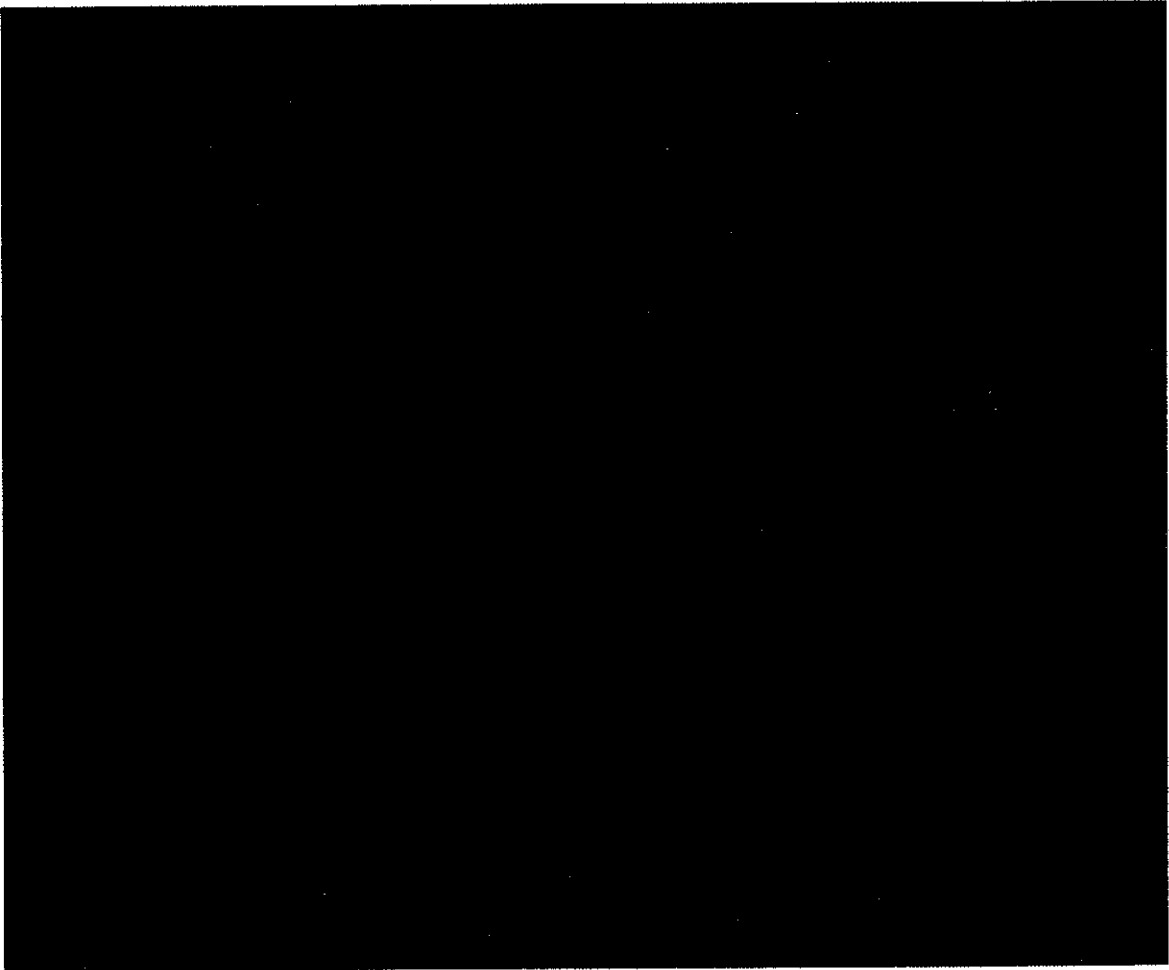
## 支 払 内 訳

項目	単位	金額	うち消費税額及 び地方消費税額	備 考
1. コンサルティング業務	1月当たり			
2.				
3. 交通費	1人1回当たり	23,490円	1,740円	東京⇄仙台往復 (仙台市内交通 費を含む)

# 仕 様 書

件 名 人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務等

1. 業務目的 /



2. 業務期間 平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日

3. 業務内容 /



4. 業務完了報告

1) 受託者は、毎月の業務が完了したときは、速やかに、受託者所定の報告書を4. 2) に示す場所に提出すること。

2) 業務報告書の提出場所は以下のとおりとする。

宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1

本学人事企画部人事給与課労務管理係

5. その他

1) 受託者は、業務実施に当たり知り得た情報を業務以外の目的に使用し、又は、第三者に漏えいしてはならない。

2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の間で協議して定めるものとする。

別記第一号

役務提供請負契約基準

この基準は、国立大学法人東北大学における役務提供に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

第一 発注者及び受注者は、契約書及びこの契約基準に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(契約書及びこの契約基準並びに仕様書の内容とする役務提供の請負契約をいう。

(以下同じ。)を履行しなければならない。

第二 受注者は、契約書記載の役務提供を契約書記載の履行期間内において完了するものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

第三 役務提供の実施方法等請負を履行するために必要な一切の手段については、契約書及びこの契約基準並びに仕様書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

第四 受注者は、この契約の履行に関して知り得た事項についてはその機密を保持しなければならない。

第五 契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない。

第六 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

第七 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

第八 契約書及びこの契約基準並びに仕様書における期間の定めについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)及び商法(明治三十二年法律第四十八号)の定めるところによるものとする。

第九 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

第十 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

(業務の実施の調整)

第一 発注者は、受注者の業務等(以下「業務等」という。)及び発注者の発注に係る第三者の実施する業務等と密接に関連する場合には、その実施につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者が実施する業務の円滑な履行に協力しなければならない。

(経費内訳明細書等の提出)

第二 受注者は、この契約締結後十五日以内に、経費内訳明細書及び業務等実施計画表を作成し、発注者の求めるところにより発注者に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第三 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を、発注者の書面による承諾を得ずして、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(委任又は下請負の禁止)

第四 受注者は、業務等の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、

示す

漏え

る。

あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(監督職員)

第六 発注者は、必要がある場合は、監督職員を置き、契約の履行について監督させることができる。

- 2 発注者は、前項の監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 3 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち、第二に示す業務の実施の調整に関わる事項のほか、仕様書に定めるところにより、契約の履行についての受注者又はその指揮及び監督に服する者に対する指示、承諾又は協議、及び業務等の実施状況の検査の権限を有する。
- 4 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(貸与物品等の管理)

第七 発注者が、受注者に貸与する物品（施設を含む。）等（以下「物品等」という。）の品名、数量等については、仕様書の定めるところによる。

- 2 受注者は、業務等の実施に当たり、発注者から貸与された物品等について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受注者は、故意又は過失により発注者から貸与された物品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書の変更)

第八 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受注者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更することができるものとする。

(履行期間等の変更方法等)

第九 履行期間若しくは請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議をして定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間若しくは請負代金額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第十 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議をして定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知

しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 契約書及びこの契約基準の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議をして定める。

(検査)

第十一 受注者は、業務等が完了したときは、仕様書に定めるところにより、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十日以内に受注者立会いのうえ、仕様書に定めるところにより、当該業務等の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示により、直ちに仕様書の定める業務等を改めて履行し、発注者による検査を受けなければならない。

(請負代金の支払)

第十二 受注者は、第十一第二項の検査に合格したときは、請負代金請求書により請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した月の翌月二十五日まで請負代金を支払わなければならない。

(部分払)

第十三 受注者は、業務等の完了前に、履行済部分に相応する請負代金相当額の全額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る履行済部分の確認を発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から十日以内に、受注者の立会いの上、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、履行済部分を試験して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第三項の規定による確認検査に合格したときは、請負代金部分払請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、適法な請求書を受理した月の翌月二十五日までに部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、第三項に規定する確認検査において合格した履行済部分に相応する請負代金相当額の全額とする。

- 7 第五項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第一項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(瑕疵担保)

第十四 発注者は、請負の目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して目的物の引渡しを受けた日から一年以内にその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請

き  
監  
項  
約  
業  
発  
、  
注  
の  
返  
変  
若  
た  
す  
の  
協  
で  
の  
知



求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第十五 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内に給付を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、履行遅滞の対象額（総価契約にあっては請負代金額、単価契約にあっては遅延となった業務の予定数量に契約単価を乗じて得た額をいう。）から業務等の履行済部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年二、七パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第十二第二項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年二、七パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第十六 受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金の総額（総価契約にあっては請負代金額、単価契約にあっては契約期間中の発注予定数量に契約単価を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第三条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第七条の二第一項（独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第六十三条第二項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第七条若しくは第八条の二の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第

一項第一号に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者はこの契約に関して、第一項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、その構成員は、違約金及び賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、その構成員であった者についても、同様とする。
- 5 第一項の規定は、契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 6 受注者が共同企業体である場合における第一項の規定については、その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(契約保証金)

第十七 受注者は、契約保証金を納付した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における請負代金の総額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

- 2 受注者が契約を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、本学に帰属するものとする。
- 3 発注者は受注者が契約上の義務を履行したときは、受注者の請求に基づき契約保証金を選付しなければならない。

(発注者の契約解除)

第十八 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、履行開始日を過ぎても履行しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により履行開始日経過後、履行を開始する見込みが明らかでないこと認められるとき。
- 三 第三の定めにより提出された書類について虚偽または不正の記載があると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第二十第一項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者が、第十六第一項に規定する不正行為に該当することになったとき。
- 七 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時役務提供の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

こお  
って  
分に  
算し  
易合  
計算  
した  
頃、  
)  
二年  
成事  
委員  
る場  
亥納  
り取  
らの  
付し  
ひて  
事に  
第三  
目に  
いた  
金が  
車の  
つれ  
第四  
と第

- ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金の総額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第十九 発注者は、給付が完了するまでの間は、第十八第一項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の契約解除）

第二十 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 発注者がこの契約に違反し、その違反により給付を完了することが不可能になったとき。
- 二 天災その他避けることの出来ない理由により、給付を完了することが不可能又は著しく困難となったとき。

- 2 第十九第二項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

- 3 発注者の責に帰すべき理由に基づきこの契約が解除された場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者との間において協議して定める。

（契約解除に伴う措置）

第二十一 発注者は、この契約が解除された場合においては、業務等の履行済部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の履行済部分に対応する請負代金額を受注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、この契約が解除された場合において、発注者から貸与を受けた物品等があるときは、当該物品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該物品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

じ。)  
る目  
接的  
き。  
ると  
まで  
契約  
者に  
分の  
金を  
とき  
は、  
困難  
及び  
後注  
と、  
ない。  
は、  
注意  
要

3 第二項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第十八又は第十九の規定によるときは発注者が定め、第二十の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第二項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償金等の徴収)

第二十二 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から代金支払の日まで年五パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年五パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第二十三 契約書及び仕様書の中に、この契約基準に定めるものと相違する規定がある場合は、発注者及び受注者は、契約書及び仕様書の規定を適用するものとする。

2 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。



平成30年3月23日

国立大学法人 東北大学 御中

石寄・山中総合法律事務所  
弁護士 石寄 信 憲

## 御見積書

以下のとおり御見積り申し上げます。

弁護士報酬金として（但し内訳は別紙の通り）

請求額

以上

業務名	数量	金額 (円)
コンサルティング業務	1年	[REDACTED]
	1月	

内訳

項目	数量	単価 (円)	金額 (円)
コンサルティング業務	12月	[REDACTED]	[REDACTED]
コンサルティング業務 (消費税)	12月	[REDACTED]	[REDACTED]
合計金額			[REDACTED] ①

業務名	数量	金額 (円)
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED] 交通費	1回	23,490

内訳

項目	数量	単価 (円)	金額 (円)
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
合計金額 (円)			[REDACTED] ②

項目	数量	単価 (円)	金額 (円)
[REDACTED] 交通費	[REDACTED]	21,750	[REDACTED]
東京⇄仙台 (1名1回分)	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED] 交通費 (消費税)	[REDACTED]	1,740	[REDACTED]
東京⇄仙台 (1名1回分)	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
合計金額 (円)			[REDACTED] ③

合計 ①+②+③ [REDACTED]

# 契 約 伺

		整理番号	50
起案	平成30年 3月17日	決裁	平成30年 3月23日
		部局名	本部事務機構
財務部長			調達課専門職員
調達課長		調達課長補佐	
		調達第二係長	調達第二係長
下記により、見積書を徴取し契約締結してよろしいか伺います。			
記			
件名	人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務		
契約方法	随意契約 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第40条第5号 適用		
予定価格	省略：国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第46条第1項第2号 適用		
財源等	大学運営資金		
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日		
相手方	石崙・山中総合法律事務所		
現場説明日時 場所	平成 年 月 日 時 分		
見積合せ日時 場所			
契約保証金	全額免除（国立大学法人東北大学会計規程44条第1項ただし書き、国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第51条第1項第4号 適用）		
契約書（案）	別紙のとおり		
備考			



## 業務委託契約書 (案)

件 名 人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務

委託代金額 別紙のとおり

国立大学法人東北大学 理事 佃良彦 (以下「甲」という。) と、石寄・山中総合法律事務所 弁護士 石寄信憲 (以下「乙」という。) との間において、上記委託代金額で次の条項によって契約を結ぶものとする。

- 第1条 甲は乙に対し、別紙仕様書に記載の業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 第2条 業務の実施場所は、東北大学本部事務機構が指定する場所とする。
- 第3条 契約期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- 第4条 乙は、業務実施の内容を記載した業務報告書を毎月末締めで取りまとめ、東北大学人事企画部人事給与課労務管理係に送付するものとする。
- 第5条 委託代金の支払いは毎月払いとし、甲が乙の適法な請求書を受理した月の翌月25日までに1回に支払うものとする。
- 第6条 委託代金の請求書は、別紙の各項目の単価に実績数を乗じて算出した内訳書を添付し、東北大学財務部調達課調達第二係に送付するものとする。
- 第7条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。  
2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 第8条 乙が故意又は過失、その他乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 第9条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を、甲の書面による承諾を得ずして、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただしあらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、及び契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、本契約を解除することができる。
- 第11条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人東北大学が定めた役務提供請負契約基準によるものとする。
- 第12条 この契約に関する訴えの管轄は、東北大学所在地を管轄区域とする仙台地方裁判所とする。
- 第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成30年 3月 日

甲 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号  
国立大学法人東北大学 理事 佃 良 彦

乙 東京都中央区八重洲二丁目8番7号  
石寄・山中総合法律事務所 弁護士 石 寄 信 憲

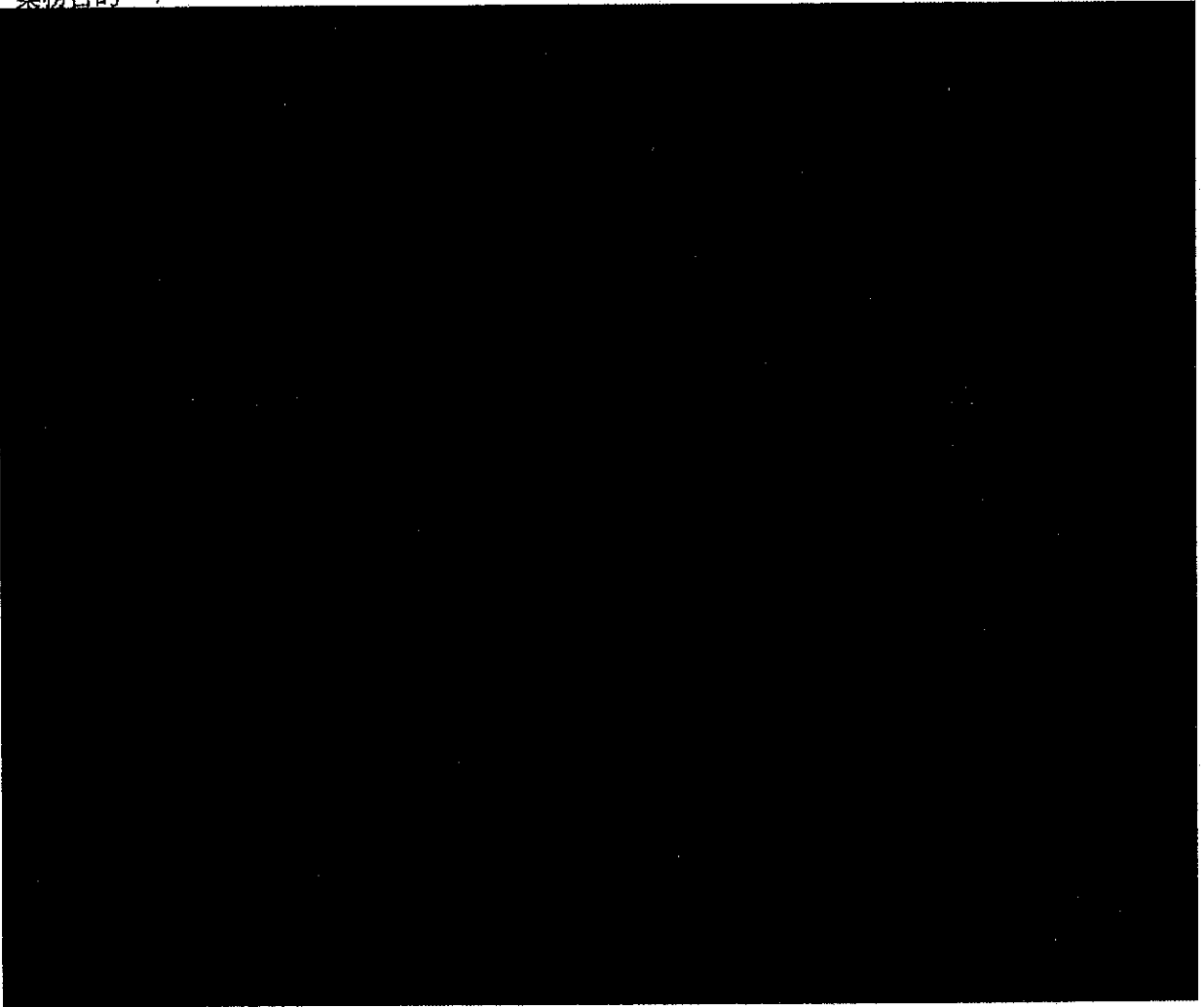
## 支 払 内 訳

項目	単位	金額	うち消費税額及 び地方消費税額	備 考
1. コンサルティング業務	1月当たり	円	円	
2. [REDACTED]		円	円	
3. [REDACTED] 交通費	1人1回当たり	円	円	東京⇔仙台往復 (仙台市内交通 費を含む)

# 仕 様 書

件 名 人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務等

1. 業務目的 /



2. 業務期間 平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日

3. 業務内容 /



#### 4. 業務完了報告

- 1) 受託者は、毎月の業務が完了したときは、速やかに、受託者所定の報告書を4. 2) に示す場所に提出すること。
- 2) 業務報告書の提出場所は以下のとおりとする。  
宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1  
本学人事企画部人事給与課労務管理係

#### 5. その他

- 1) 受託者は、業務実施に当たり知り得た情報を業務以外の目的に使用し、又は、第三者に漏えいしてはならない。
- 2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の間で協議して定めるものとする。

## 随意契約理由書

件名 人事・労務管理制度構築に伴うコンサルティング業務 ✓

相手方 石嵯・山中総合法律事務所 ✓

理由 石嵯・山中総合法律事務所は、集団労使紛争解決の実績や労使交渉・労働組合との団体交渉の経験が豊富であり、労働に関する諸問題に精通した専門性の高い弁護士を有している。 [REDACTED]

[REDACTED]

本学では改正労働契約法への対応のため [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 実績と経験が豊富な同事務所のコンサルティングが必要不可欠であるため、契約を締結するものである。